

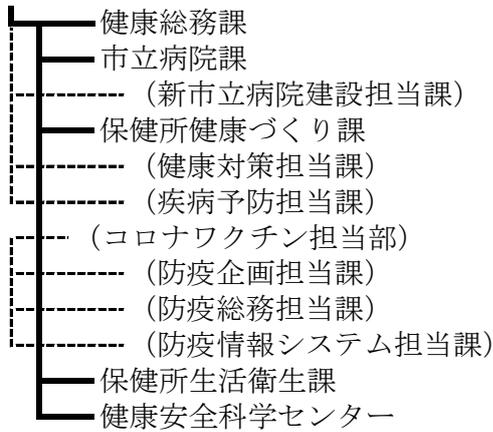
現行組織・改正案対照表（抜粋）

新設
 名称変更
 - - - - - 移管元
 ——— 廃止
 移管先

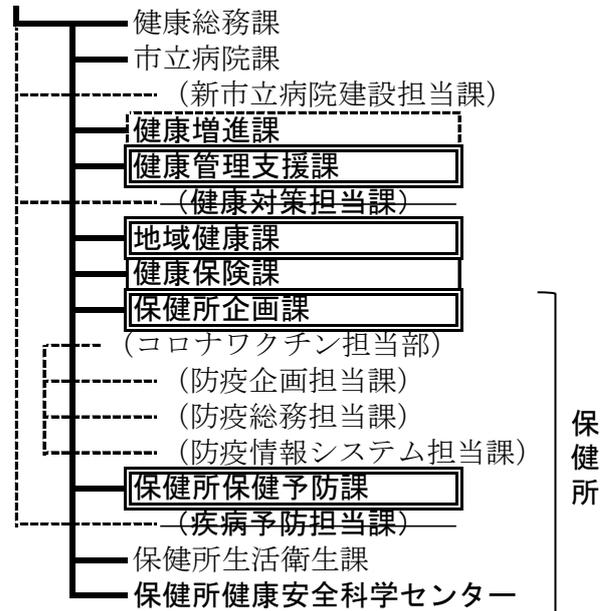
5 民生局

現 行	改 正 案
<p>民生局福祉部（9課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉総務課 地域福祉課 指導監査課 障害福祉課 生活支援課 生活福祉課 健康長寿課 介護保険課 健康保険課 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>民生局福祉こども部（9課・1担当課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉総務課 地域福祉課 指導監査課 <li style="border: 1px solid black;">福祉施設課 障害福祉課 生活支援課 生活福祉課 介護保険課 <li style="border: 1px solid black;">子育て支援課 <li style="border: 1px solid black;">（放課後児童対策担当課） </div>
<p>民生局こども育成部（5課）</p> <ul style="list-style-type: none"> こども育成総務課 こども青少年給付課 こども健康課 保育課 幼保児童施設課 	<p>民生局福祉部（9課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉総務課 地域福祉課 指導監査課 障害福祉課 生活支援課 生活福祉課 健康長寿課 介護保険課 健康保険課
<p>市民部（15課・1担当課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民生活課 <li style="border: 1px dashed black;">（臨時給付金担当課） 地域コミュニティ支援課 人権・男女共同参画課 危機管理課 地域安全課 窓口サービス課 追浜行政センター 田浦行政センター 逸見行政センター 衣笠行政センター 大津行政センター 浦賀行政センター 久里浜行政センター 北下浦行政センター 西行政センター 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>民生局地域支援部（14課・1担当課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民生活課 <li style="border: 1px dashed black;">（臨時給付金担当課） 地域コミュニティ支援課 人権・男女共同参画課 危機管理課 地域安全課 窓口サービス課 追浜行政センター 田浦行政センター 逸見行政センター 衣笠行政センター 大津行政センター 浦賀行政センター 久里浜行政センター 北下浦行政センター 西行政センター </div>

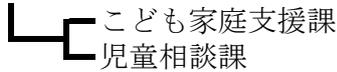
民生局健康部（5課・1担当部・6担当課）



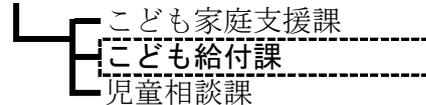
民生局健康部（10課・1担当部・4担当課）



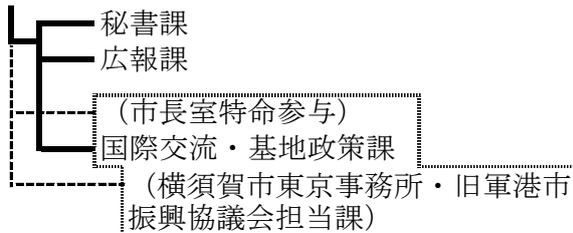
民生局こども家庭支援センター（2課）



民生局こども家庭支援センター（3課）

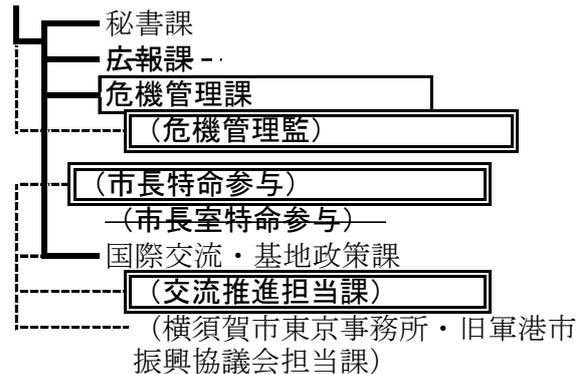


市長室（3課・2担当課）



[参考]

市長室（3課・1担当部・3担当課）



(改正理由)

関連する事務を一体的に行い福祉をより一層充実させるため、「福祉部」と「こども育成部」を統合し「福祉こども部」を新設し、こどもから高齢者までの一貫した福祉の体制づくりを促進します。

「福祉部」から「福祉こども部」へ「健康長寿課」と「健康保険課」を除いたすべての課を移管します。「福祉こども部指導監査課」では、「こども育成部幼保児童施設課」から児童福祉施設等の指導監査等に関する事務の移管を受け、福祉施設等の指導監査業務を集約して行います。「福祉こども部障害福祉課」では、「こども家庭支援センターこども家庭支援課」から障害児支援に関する事務の移管を受け、年齢で組織を分けずに一貫した障害者福祉を推進していきます。

また、「福祉施設課」を新設し、福祉施設の管理運営業務や民間施設支援業務を集約して行います。

保育園や子育てに関する事務を集約して行うため「子育て支援課」を、放課後子ども教室の全校展開や青少年の家の統廃合に伴う業務をすみやかに進めるため「放課後児童対策担当課」をそれぞれ新設します。

なお、「健康長寿課」で行っている、認知症の啓発及び高齢者の生きがいくりの一部等に関する事務を「福祉総務課」に、高齢者福祉等に関する事務を「介護保険課」に、訪問指導及び介護予防に関する事務を新設する「健康部健康増進課」に、保健と介護予防の一体的実施等に関する事務を新設する「健康部健康管理支援課」にそれぞれ移管し、「健康長寿課」を廃止します。

健康保険事業と保健事業との連携をより強化していくため、「健康保険課」を「福祉部」から「健康部」へ移管します。

「こども育成部」の課について、「こども育成総務課」及び「保育課」は、その事務を新設の「子育て支援課」に移管し、廃止します。「こども青少年給付課」を「こども育成部」から「こども家庭支援センター」へ移管し、組織名称から担当する業務をよりわかりやすくするため、その名称を「こども給付課」に変更します。「こども健康課」で所管している、母子保健や保健師の活動全般の総括、健康福祉センターの管理に関する事務を新設する健康部「地域健康課」へ移管し、「こども健康課」を廃止します。「幼保児童施設課」で行っている、児童福祉施設等の指導監査等に関する事務を「指導監査課」に、私立保育所及び幼稚園等への助成や病児・病後児保育事業等に関する事務を新設する「子育て支援課」にそれぞれ移管し、「幼保児童施設課」を廃止します。

地域における健康・福祉関係業務をより充実させるため、「市民部」を「民生局」へ編入し、「市民部」の名称を「地域支援部」に変更します。

災害等の緊急事態について、地域での対応拠点となる行政センターとの連携が強化できたため、より迅速な意思決定や活動を行うことに重点を置き、「危機管理課」を「市民部」から「市長室」に移管します。

こどもから高齢者までの一体的な「保健活動」「健診・保健事業」「健康づくり・介護予防」を実施するため、健康部の組織を再編します。また、新型コロナウイルスや新たな感染症等に対する危機管理体制を強化するため、保健所の業務を再編します。

「保健所健康づくり課」は、「福祉部健康長寿課」から訪問指導及び介護予防に関する事務の移管を受け、こどもから高齢者までの一貫した健康の増進を図るため、課の名称を「健康増進課」に変更します。

「健康対策担当課」は、こどもから高齢者までの一貫した健診と予防活動の一体的な実施のため、「福祉部健康長寿課」から国民健康保険の被保険者及び生活保護受給者の保健並びに保健と介護予防の一体的実施に関する事務の移管を受け、継続的に市民の健康管理を支援していくことから「健康管理支援課」に変更します。

この「健康増進課」と「健康管理支援課」は、保健所が危機事案に対してより注力できるように、保健所内の組織から健康部直下の組織に変更します。

保健師によるアウトリーチ活動の実施やこどもから高齢者までの一貫した保健活動の強化のため、母子保健や保健師の活動全般の総括、健康福祉センターの管理に関する事務を行う「地域健康課」を新設します。

新型コロナウイルスや新たな感染症等への先を見据えた対応の企画立案等を行うため、「保健所企画課」を新設します。

「疾病予防担当課」は、疾病の予防と対策を併せて継続的に行っていくため、「保健所健康づくり課」から精神保健福祉に関する事務の移管を受け、「保健所保健予防課」に変更します。

新型コロナウイルスや新たな感染症等への対応を強化するため、「健康安全科学センター」を保健所に編入します。